V-COLLABO入会申込書

令和　年　月　日

V-COLLABO事務局　宛

　　V-COLLABO規約に同意の上，下記の通り，V-COLLABOへの入会を申し込みます。

　　(入会は、原則として法人または法人の部署単位とします）

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1. 名称   （法人の部署の場合は部署名）  ※１ |  | | | |
| 2.ホームページ(URL)　 ※２  リンク希望　 有　  無 |  | | | |
| 3.サプライチェーンにおける位置付け（開発/製造/販売対象など） | 磁歪材料　　　　　　　　　 周辺デバイス  振動発電デバイス　　　　　 エンドユーザ  電源ユニット　　　　　　　 コーディネータ、商社等  無線センサユニット　　　　 研究機関等  サービスプロバイダ　　　　 その他（　　　　　　　　　　） | | | |
| 4.掲載情報登録票 | 提出予定無　　　 予定有（時期　　　　）　 未定 | | | |
| 5.他会員に提供可能なシーズ  ※３ |  | | | |
| 6. V-COLLABOや他会員に求めるニーズ等　　 ※３ |  | | | |
| 7.担当者連絡先 | 氏名 |  | | |
| 所属・職位 |  | | |
| 住所 | 〒 | | |
| TEL |  | FAX |  |
| E-mail |  | | |
| 8.その他連絡事項 |  | | | |

※１　原則として、法人名（部署名）（個人又は団体の場合は、個人名又は団体名）は開示します。

※２　会員一覧から各社HPへのリンクについて、希望の有無を選択してください。

※３　項目5，6は、記載必須ではありませんが、可能な限り御記載ください。

V-COLLABO　規約

（名称）

第１条　本会の名称は「V-COLLABO」とする。

（目的）

第２条　本会は，磁歪式振動発電デバイス（V-GENERATOR）・システムの開発・製品化に対する意欲と主体性を有する企業等が自律的に連携でき，会員制ホームページ（V-COLLABO。以下「本HP」という。）を介して，会員間で直接交流を行うことで，技術深化とサプライチェーン構築を加速し，関連ビジネスを早期に実現することを目的とする。

（活動）

第３条　本会は前条の目的を達成するため，本HPを開設し、次に掲げる活動を行う。

(1)　会員の持つニーズまたはシーズに関する情報の提供

(2)　会員間での試用デバイス・システムの売買または貸借に関する情報の提供

(3)　会員間の連絡取次

(4)　前各号に付帯する活動

２　本規約は，会員及び事務局の本会における活動に適用されるものとする。

（入会）

第４条　本会へ入会できる者は，次のいずれかに該当する者とする。

(1)　法人（又は法人の部署単位）

(2)　前号の他，事務局において特に認めた個人又は団体

２　本会への入会を希望する者は，入会申込書を事務局に提出し，事務局が承諾したことをもって，本会に入会することができる。なお，事務局は，入会を承諾しない場合であっても，入会を承諾しない理由を開示する義務を負わないものとする。

（会員）

第５条　本規約において，「会員」とは，前条に基づき事務局が本会への入会を承諾した者をいう。

２　事務局は，会員に対し，原則として1つのユーザーIDを付与するものとする。

３　会員は，自らのユーザーIDを適切に管理するものとし，いかなる場合であってもユーザーIDを第三者に譲渡又は貸与してはならない。ユーザーIDが第三者に使用されたことによって生じた損害については，当該ユーザーIDに係る会員が責任をもって対応するものとし，事務局は一切責任を負わない。

（退会）

第６条　本会からの退会を希望する会員は，退会する３０日前までに退会届を事務局に提出する。

（会員の義務）

第７条　会員は，本規約を遵守し，第２条に規定する目的を遂行するために互いに協力する。

２　会員は，本会の活動により問題が生じた場合は，互いに協力して対処する。

３　会員は，以下の事項を行ってはならない。

(1)　事務局又は他の会員の名誉・信用を毀損する行為

(2)　事務局，他の会員又は第三者の知的財産権を侵害する行為

(3)　事務局又は他の会員に対して虚偽の情報を提供する行為

(4)　事務局又は他の会員の事業その他の活動を妨害する行為

(5)　法令若しくは公序良俗に違反する行為

（活動の停止又は制限）

第８条　事務局は，会員が次の各号のいずれかに該当するときは，当該会員に対する通知その他一切の手続を要することなく，当該会員に対し，本会における全部又は一部の活動を停止若しくは制限（当該会員が本HP上に投稿した情報を削除することを含む。）し，又は当該会員を本会から退会させることができる。

　(1)　第三者のログイン情報を使用した場合又は第三者に対して自らのログイン情報を使用させた場合

　(2)　真実若しくは正確でない情報又は不正な手段により情報を登録又は申告した場合

　(3)　本規約のいずれかの条項に違反した場合

　(4)　前各号に定めるものの他，事務局が不適切と判断した場合

（個人情報の取り扱い）

第９条　事務局は，会員から提供された個人情報（ここで，個人情報とは「個人情報の保護に関する法律」第２条に定める個人情報及びその蔵置媒体を指し，参加者に関する情報を含む。以下「個人情報」という。）を本会の運営及び第２条に規定する目的以外の目的に利用（以下，「目的外利用」という。）してはならない。

２　会員は、別途事務局が指定する「掲載情報登録票」を事務局に提出することにより開示を承諾した連絡先その他の情報については，本HPへの掲載その他の方法で他の会員に開示されること，及び，本HPに連絡先等の情報が開示された場合には，当該連絡先に事務局又は他の会員から直接連絡がなされることを承諾する。

３　事務局は，個人情報を第三者に提供してはならない。

４　事務局は，個人情報について，目的外利用，漏洩，紛失，改ざん等（以下，「漏洩等という。）の防止その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

５　本会が終了した場合，会員が本会を退会した場合又は当該個人情報を提供した会員から要請があった場合，事務局は会員から提供された個人情報を適切な手段で削除又は廃棄する。

（会費及び運営）

第１０条　本会における会員の会費は，無料とする。

２　本会の事務局は，国立大学法人金沢大学 先端科学 社会共創推進機構におく。

３　事務局は，本会の運営にあたって，以下の活動を行う。

　(1)　会員の入退会の管理及び会員名簿の作成

　(2)　規約の作成，改定及び管理

　(3)　本HP上での会員への情報提供及び，本HPの管理・運営

　(4)　その他本会の運営に必要な事務手続

４　事務局は，以下のいずれかの事由がある場合，会員に事前に通知することなく，本HPの全部又は一部の利用を停止することができる。この場合，事務局は，本HPの利用が停止したことにより生じた損害について一切責任を負わないものとする。

　(1)　本HPにかかるシステムの保守点検又は更新を行う場合

　(2)　天災地変，システム障害その他の異常事態が生じ，本HPの運営が困難となった場合

　(3)　前各号に定めるもののほか，やむを得ない事由により，事務局が本HPの利用の中止が必要と判断した場合

（知的財産権の取り扱い）

第１１条　本会の活動を通じて得られた，発明，考案，意匠，著作の創作等（以下「発明等」という。）知的財産権に関する権利は，その発明者又は発明者の所属する会員に帰属する。

２　複数の発明者が発明等の創出を行った場合の権利の帰属の取り扱いについては，当該発明等を創出した発明者及び当該発明者が所属する会員間において個別に協議し決定する。

３　会員又は事務局が，他の会員に対して，本会の活動により情報及びサンプル品等を開示・提供した場合であっても，当該情報及びサンプル品等に係る知的財産権に関する出願，登録，実施等の権利を，当該他の会員に対して許諾するものではなく，会員又は事務局から他の会員への情報及びサンプル品等の開示・提供により，当該情報及びサンプル品等に含まれる知的財産権の出願，登録，実施をする権利，その他一切の権利も当該他の会員に移転又は許諾されるものではない。

（免責・非保証）

第１２条　事務局は，本会の活動により会員に開示・提供する情報の正確性，完全性，有効性及び目的適合性その他に関し，明示又は黙示を問わず，一切の保証をしないものとし，会員は，当該情報を利用するか否かについて自らの責任で判断するものとする。

２　事務局は，会員に対し，本会の活動により開示・提供する情報の使用が第三者の知的財産権，その他の権利を侵害しないことを保証しないものとし，会員は，当該情報の権利関係について自らの責任で判断するものとする。

３　事務局は，事務局が本会の活動により会員に開示・提供する情報に基づき，会員が商品の販売，役務の提供並びにサンプル品等の使用，保存，処分等を行ったことによって損害が発生した場合においても，当該損害についての責任を一切負わない。

４　事務局は，会員間で行われた情報及びサンプル品等の開示・提供、商品の販売，役務の提供等に関連して会員間で紛争が発生した場合，当該紛争については一切責任を負わないものとし，会員は自らの責任と負担において当該紛争を解決するものとする。

（損害賠償）

第１３条　会員は，本規約に違反した場合その他故意又は過失によって事務局又は他の会員に損害（合理的な範囲内の弁護士費用を含む。）を与えた場合には，これを賠償する責任を負う。ただし，損害賠償の範囲には，天災地変その他の不可抗力により生じた損害，自己の責に帰すべからざる事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

２　会員が他の会員に与えた損害の賠償については，該当する会員間での協議事項とし，事務局は関与しない。

（安全保障輸出管理等関連法令の遵守）

第１４条　会員及び事務局は，本会の活動により他の会員又は事務局から提供される貨物又は技術を輸出又は非居住者への提出を行う場合，外国為替及び外国貿易法等に従い輸出許可取得等必要な手続を行うものとする。

２　会員及び事務局は，本会の活動により他の会員又は事務局から提出・支給・貸与されるいかなる貨物又は技術も大量破壊兵器等の設計・製造・使用・保管等の目的に自ら使用せず，又，係る目的に使用されることが判明している場合は直接・間接を問わず輸出又は非居住者への提出を行わないものとする。

３　会員及び事務局は，前二項に掲げるもののほか，本会の活動及びこれにより得られた成果に関し適用されるすべての関連法令を遵守するものとする。

（反社会的勢力でないことの表明）

第１５条　会員及び事務局は，以下の各号に定める事項を表明し，保証する。

　(1)　自らが，暴力団，暴力団員，暴力団準構成員，暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者，暴力団関係企業，総会屋，政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ，特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下，総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。

　(2)　反社会的勢力を利用しないこと。

　(3)　自ら又は第三者を利用して，次の行為を行わないこと。

　　　ア　反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為

　　　イ　法的な責任を超えた不当な要求行為

　(4)　取締役，執行役員及び実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと及びそれらの者が反社会的勢力と交際がないこと。

　(5)　自らの財務及び事業の方針の決定を支配する者が反社会的勢力でないこと及び反社会的勢力と交際がないこと。

２　会員は，自らが前項に違反していることを発見した場合，直ちに事務局にその事実を報告するものとする。

３　事務局は，会員が第１項に違反した場合，催告その他何らの手続を要することなく，直ちに当該会員を本会から退会させることができる。

４　前項に規定する退会により会員に損害が生じたとしても，事務局及び他の会員は，一切の損害賠償義務を負わない。

５　会員が第１項に違反したことにより損害を被った場合，事務局及び他の会員は，当該損害について損害賠償を当該会員に請求することができる。

（活動期間）

第１６条　本会の活動年度は，毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わるものとする。

２　本会の活動期間は，令和４年７月１５日から令和５年３月３１日の活動年度終了までとする。但し、事務局が本会の活動を継続する必要があると判断した場合には，翌日の４月１日より１年間自動延長されるものとし，以後も同様とする。

３　前項の定めにかかわらず，本会は，合理的理由により事務局が必要と判断したときに終了することができるものとする。

（規約の改定）

第１７条　事務局は，合理的理由により必要と判断した場合には本規約を改定できるものとする。

２　事務局は，本規約の改定を行った場合には，改定後の本規約を本HPを通じて会員に周知する。

（附則）

改定履歴

令和４年 ７月１５日　制定

令和５年　１月２５日　改定